

個人番号(マイナンバー)を申請書へ記入すると添付書類の提出を省略することができます (窓口申請のみ)

個人番号を使って申請ができる方は下記の条件①と条件②の両方に該当する方に限ります。

■ 条件①

表面の援助の対象となる家庭のうち
 【1】 令和5年4月2日以降生活保護が停止または廃止された方
 【2】 市民税が非課税または減免された方
 【7】 その他経済的に困りの方
 } のいずれかで申請を行う方。

■ 条件②

令和6年1月1日時点で東久留米市に住民登録があり、確定申告または税の申告がお済の方。

■ 個人番号(マイナンバー)を使って申請する際の提出書類・持ち物

個人番号(マイナンバー)を使って申請する際は、下記の(1)～(6)をお持ちください。

提出書類

(1) 申請書(令和6年度就学援助費・就学奨励費受給申請書)

持ち物

- (2) 振込先口座の通帳(振込先情報の記入内容確認用)
- (3) 申請者の個人番号が確認できるもの(「個人番号カード」、「個人番号通知カード(氏名住所等変更のないものに限る)」または「個人番号(マイナンバー)付きの住民票」)
- (4) 申請者の本人確認書類 ※(3)で「個人番号カード」をお持ちいただける方は不要。
 (「運転免許証」、「パスポート」、「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「療育手帳」、「在留カード」、「特別永住者証明書」等の顔写真付きの本人確認書類。これらを提示できない場合、「健康保険証」、「年金手帳」、「特別児童扶養手当証書」等を2点以上提示していただきます。)
- (5) 配偶者及び同居している16歳以上の親族の方の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの
 (申請の際、上記の方々個人番号(マイナンバー)も記入していただきます。個人番号確認のため、お持ちください。)
- (6) 令和5年に賃貸住宅にお住まいの方は、【令和5年1月から令和5年12月までの賃貸住宅の家賃を証明できる書類】のコピー。注意!・・・証明書類のない場合は、家賃を含めずに審査します。

新入学児童生徒学用品費の入学前支給のお知らせ

令和7年度公立小学校入学予定のお子さんの保護者の方

令和7年度小学校入学予定のお子さんの保護者の方で、新入学児童生徒学用品費の入学前支給をご希望の方は、9月頃郵送される就学時健康診断の通知に同封予定の「就学援助費(新入学児童生徒学用品費)入学前支給のお知らせ」をご覧ください、通知に記載の期限までに申請してください。

令和7年度公立中学校入学予定の児童の保護者の方

令和7年度中学校入学予定の児童の保護者の方への支給は、令和6年度就学援助制度で2月1日時点で準要保護に認定されている方を対象に支給を行います。入学前支給のために改めて申請を行う必要はありません。ただし、公立の中学校へ入学する児童の保護者の方が対象です。

《注意事項》

- (1) 令和5年度就学援助制度の新入学児童生徒学用品費(入学前)を受給した場合、令和6年度就学援助制度の新入学児童生徒学用品費(入学後)の支給はいたしません。
- (2) 令和5年度就学援助制度の新入学児童生徒学用品費(入学前)を受給せず、入学後に令和6年度就学援助制度で申請し、4月の準要保護に認定となった方へは、同額の新入学児童生徒学用品費(入学後)を8月に支給します。
- (3) 東久留米市就学援助費事務処理要綱の改正により、新入学児童生徒学用品費の援助額に変更が生じた場合は、その差額を8月に支給する場合があります。
- (4) 前住所地の自治体での支給を含め、入学前に支給を受けている場合は支給を行いません。

年間支給予定表 (援助費目、金額は変更になる可能性があります。認定通知に同封される年間支給予定表にて再度ご確認ください。)

※要保護:生活保護受給者 準要保護:就学援助認定者						
入学前支給	援助費目	対象者	学年	援助額(年額)	支給内容	支給時期
	新入学児童生徒学用品費(入学前)	準要保護	就学予定者 小学6年生	国で定めた基準額	(参考)昨年度支給額 54,060円(小学校新入学) 63,000円(中学校新入学) ※2月1日時点認定者のみ、小・中学校入学前に支給	入学前年度2月末

小学校	援助費目	対象者	学年	援助額(年額)	支給内容	支給時期
	学用品費・通学用品費	準要保護	1	国で定めた基準額	(参考)昨年度支給額 11,630円	4月～7月分:8月末 8月～12月分:令和7年1月末 1月～3月分:令和7年4月中旬
			2～6	国で定めた基準額	(参考)昨年度支給額 13,900円	
	新入学児童生徒学用品費(入学後)	準要保護	1	国で定めた基準額	(参考)昨年度支給額 54,060円 ※入学前に新入学児童生徒学用品費の支給(前住所地の自治体での支給を含む)を受けていない、4月認定者の方に支給	8月末
	校外活動費(宿泊を伴わないもの)	準要保護	1～6	実費	実費(交通費及び見学料)	1年分:令和7年4月中旬
	校外活動費(宿泊を伴うもの)	準要保護	実施年次	実費	実費	実施2～3カ月後
学校給食費	準要保護	1～6	実費	※4月～7月分は保護者が学校にお支払し、学校に支払った給食費は認定後に保護者口座へ振り込みます。 ※2学期分以降は学務課から学校へ直接支払います。	4月～7月分:8月末	
医療費(学校医の指示に限る)	要保護	1～6	実費	実費	申請後、随時(医療機関または保護者へ支給)	
	準要保護			※別途受診前に申請が必要。 ※認定前に治療が必要になった場合は、事前にご相談ください。		
通学費(特別支援学級、在籍校以外の特別支援教室又は通級指導学級に通学する児童)	準要保護	1～6	通常の経路で通学に要する交通費の実費	実費 ※別途申請が必要。『令和6年度特別支援教育就学奨励費及び就学援助費「通学費」受給申請書』を各通学先へご提出ください。	4月～7月分:8月末 8月～12月分:令和7年1月末 1月～3月分:令和7年4月中旬	

中学校	援助費目	対象者	学年	援助額(年額)	支給内容	支給時期
	学用品費・通学用品費	準要保護	1	国で定めた基準額	(参考)昨年度支給額 22,730円	4月～7月分:8月末 8月～12月分:令和7年1月末 1月～3月分:令和7年4月中旬
			2・3	国で定めた基準額	(参考)昨年度支給額 25,000円	
	新入学児童生徒学用品費(入学後)	準要保護	1	国で定めた基準額	(参考)昨年度支給額 63,000円 ※入学前に新入学児童生徒学用品費の支給(前住所地の自治体での支給を含む)を受けていない、4月認定者の方に支給	8月末
	校外活動費(宿泊を伴わないもの)	準要保護	1～3	実費	実費(交通費及び見学料)	1年分:令和7年4月中旬
	校外活動費(宿泊を伴うもの)	準要保護	実施年次	実費	実費	実施2～3カ月後
修学旅行費	要保護 準要保護	実施年次	実費	実費	実施2～3カ月後	
学校給食費	準要保護	1～3	実費	実費 ※スクールランチ利用分のみ	4月～7月分:8月末 8月～10月分:12月中旬 11月～12月分:令和7年1月末 1月～3月分:令和7年4月中旬	
医療費(学校医の指示に限る)	要保護	1～3	実費	実費	申請後、随時(医療機関または保護者へ支給)	
	準要保護			※別途受診前に申請が必要。 ※認定前に治療が必要になった場合は、事前にご相談ください。		
通学費(特別支援学級、在籍校以外の特別支援教室又は通級指導学級に通学する生徒)	準要保護	1～3	通常の経路で通学に要する交通費の実費	実費 ※別途申請が必要。『令和6年度特別支援教育就学奨励費及び就学援助費「通学費」受給申請書』を各通学先へご提出ください。	4月～7月分:8月末 8月～12月分:令和7年1月末 1月～3月分:令和7年4月中旬	

注意事項

- (1) 要保護・準要保護に認定された場合、上記費目が支給されますが、**学校納付金が免除になる制度ではありません**。学校から納付金の指示があった場合は必ず遅れずに納めてください。
- (2) 2・3学期分の小学校給食費については、学務課から学校長口座へ振り込むため、2学期以降の給食費の引き落としはなくなります。
- (3) 就学援助費を振り込むため、**申請時に記入した口座は変更しないようお願いいたします**。やむを得ない事情により口座を変更する場合は、事前にご連絡ください。
- (4) 転居・転出等により、住所・学校などの変更が生じた場合も事前にご連絡ください。なお、他自治体に転出した場合は、転出した日をもって廃止になります。転出先においてもこの制度を利用されたい方は、転出先の教育委員会へご相談ください。
- (5) 市外の学校に在籍する場合は、上記の年間支給予定表と実際の支給時期等が異なる場合があります。

東久留米市教育委員会教育部学務課
 電話 042-470-7779(直通)
 (土日祝、年末年始を除く、
 8:30～12:00、13:00～17:00受付)